

令和 2 年 第 13 回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 2 年 12 月 7 日 (月) 午前 9 時 00 分～11 時 12 分
2. 開催場所 白石町役場3階大会議室
3. 出席委員 (36 人)

1 番 木下善明委員	2 番 溝口俊弘 委員	3 番 外尾正則 委員
4 番 藤井啓二 委員	5 番 森口弘実 委員	6 番 大串 勝 委員
7 番 川崎勝巳 委員	8 番 渕上 誠 委員	9 番 久原 勤 委員
10 番 川崎哲朗 委員	11 番 池上勝文 委員	12 番 川崎正明 委員
13 番 橋本重吉 委員	14 番 香月幸雄 委員	15 番 山下正行 委員
16 番 江口和広 委員	17 番 土井哲夫 委員	18 番 津田 保委員
19 番 森 邦之 委員	21 番 川崎敏樹 委員	22 番 中村康則 委員
23 番 香月伸幸 委員	24 番 溝上博信 委員	25 番 岩石 学 委員
26 番 川崎照子 委員	27 番 田口千津子委員	28 番 片淵秋正 委員
29 番 香月藤芳 委員	30 番 香月一夫 委員	31 番 松尾利助 委員
32 番 光武直広 委員	33 番 筒井政信 委員	34 番 外尾美津子 委員
35 番 一ノ瀬美佐子 委員	36 番 津田裕之 委員	37 番 片淵久司 委員
4. 欠席委員 (1 人)
20 番 溝口恭麿 委員
5. 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の指名
 - 第 2 (1) 農業委員の辞任について
 - (2) 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - (3) 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - (4) 農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業計画変更について
 - (5) 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - (6) 農地の買受適格証明願 (転用目的) について
 - (7) 令和 2 年白石町農用地利用集積計画 (13 号) の承認決定について
 - (8) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について
 - (9) 空き家・空き地に付随した特例農地の措定申請について

報告事項

- (1) 合意解約の報告

業務連絡事項

- (1) 第 1 回農業委員会総会の日時及び場所
- (2) 農地パトロール
- (3) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	久原雅紀
課長補佐兼農地農政係長	香月康彦
農地農政係長	吉原 浩
農地農政係	川崎正己

7. その他出席職員

8. 会議の概要

事務局長 それではただいまより、令和 2 年 12 月第 13 回白石町農業委員会総会を開会いたします。

会長 挨拶

事務局長 ありがとうございました。

本日は、20 番溝口恭磨委員から欠席の届けがっております。

ただ今の出席委員は 37 名中 36 名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

なお、会議の途中ですが、12 番川崎委員、35 番一ノ瀬委員につきましては、他の会議のため退席されます。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則により会長が務めます。ではお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、9 番 久原 勤 委員、10 番 川崎 哲朗 委員を指名いたします。これより議事に入ります。

= 議案番号第 176 号 =

議長 はじめに、1.「農業委員の辞任について」を議題とします。議案番号第 176 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 説明に入ります前に、〇〇委員につきましては令和 2 年 7 月 20 日から病氣療養中でございまして、11 月 5 日に辞任の届けがございました。

11 月 26 日に幹事会に報告し、今回総会に議案として提出しております。

事務局長 議案番号第 176 号。

議席番号〇 〇〇氏、一身上の理由による辞任でございます。

議長 事務局の説明が終わりました。

これについて質疑ご意見ございましたらどうぞ。

〇番 176 番の議案につきましては、長いこと入院されて大変だったと思います。町長もいつも言うておりますが、白石町、有明町、福富町と地域の壁をなくすためにはなるべく全町からというものの考え方でございますけれども、私個人の意見としてですが、農業委員というのは、地域にそった一番農地を知った人、地域の実情を知った人でないといけないのかなという私の考え方でありまして、これにつきましては、

〇〇さんの地域出身あたりも考慮して人選がなされるならば、それが、可じゃないかというものの考え方です。これは私個人の考え方でございますので、皆さんがどのように考えられるかは皆さんのことでございますので、一応、私の単なる希望としてこういうことをいわせていただきました。よろしく申し上げます。

事務局長 農業委員会総会のご意見として承らせてください。

議長 他にないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 176 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 176 号は申請どおり当委員会において承認することに決定します。

＝議案番号第 177 号＝

議長 続きまして、2.「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第 177 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 177 号。権利の種類は所有権移転（売買）です。
申請農地は、大字湯崎字川津〇〇番、畑 445 m²です。
譲渡人は、白石町大字湯崎〇〇番地（川津）〇〇氏です。
譲受人は、白石町大字湯崎〇〇番地（川津）〇〇氏です。
耕作面積は、田 5,609 m²、畑 1,985 m²、計 7,594 m²です。
稼働力は男 1 名、女 1 名です。
申請の事由は、譲受人の要望です。
10 a 当たり対価は〇〇円です。
議案の位置図は、1 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番 〇〇委員

委員 〇番の〇〇です。
地元農業委員として 12 月 2 日に事務局と現地確認を行いました。
譲受人は現在、米・麦を中心に約 0.7ha の規模で営農をされています。
譲受人は、今後もこれまで同様周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 177 号に賛成の方の挙手を求め
ます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 177 号は申請どおり当委員
会において許可することに決定いたします。

= 議案番号第 178 号～議案番号第 179 号 =

議長 続きまして、議案番号第 178・179 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 178 号、議案番号第 179 号の 2 件の議案は、同じ空き家・空き地に
付随した特例農地としての売買ですので、2 件あわせてご提案いたします。

事務局長 議案番号第 178 号・179 号。権利の種類は所有権移転（売買）。
178 号の申請農地は、大字牛屋字三本谷〇〇番、畑 35 m²です。
譲渡人、白石町大字牛屋〇〇番地（沖清）〇〇氏です。
179 号の申請農地は、大字牛屋字三本谷〇〇番、〇〇番、〇〇番、田 622 m²、畑
195 m²、計 817 m²です。
譲渡人は、白石町大字戸ケ里〇〇番地（戸ケ里）〇〇氏です。
譲受人は、佐賀市光〇丁目〇番〇号（佐賀市）〇〇氏です。
耕作面積は合計で、田 622 m²、畑 230 m²、計 852 m²です。
稼働力は男 1 名です。
申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望でございます。
空き家・空き地に付随した特例農地としての売買です。当該農地については、令
和元年 7 月 5 日の総会において空き家・空き地に付随した特例農地として承認され
たものでございます。
譲受人は、今回譲受される農地に畑作物（野菜）を栽培される予定です。
地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことか
ら、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。
議案の位置図は、2 ページから 3 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番 〇〇委員

委員 〇番の〇〇です。
地元農業委員として 11 月 26 日に事務局と現地確認を行いました。
申請地は、空き家・空き地に付随した特例農地として令和元年 7 月 5 日の農業委

員会総会で指定承認をされた農地であります。

譲受人は、周辺地域と協力して耕作することを約束されておりますので、所有権移転については問題ないと判断します。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。まず、議案番号第 178・179 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 178・179 号は申請どおり委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第 180 号 =

議長 続きまして、議案番号第 180 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 180 号。権利の種類は使用貸借権設定。
申請農地は、大字深浦字杉本〇〇番、畑 761 m²です。
貸付人は、白石町大字深浦〇〇番地（古渡）〇〇氏です。
借受人は、白石町大字深浦〇〇番地（古渡）〇〇氏です。
作面積は、田 13,541 m²、畑 761 m²、計 14,302 m²です。
稼働力は男 2 名、女 1 名です。
申請の事由は、経営移譲年金受給継続のため、後継者に対し使用貸借権の再設定でございます。（期間は令和 3 年 2 月 1 日～50 年間）
以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願います。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 180 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 180 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第 181 号 =

議長 続きまして、議案番号第 181 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 181 号。権利の種類は所有権移転（贈与）。
申請農地は、大字湯崎字小島〇〇番、田 1,966 m²です。
譲渡人は、佐賀市新生町〇丁目〇号（佐賀市）〇〇氏です。
譲受人は、白石町大字湯崎〇〇番地（小島）〇〇氏です。
耕作面積は、田 24,418 m²、畑 245 m²、計 24,663 m²です。
稼働力は男 1 名です。
申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望でございます。
議案の位置図は、4 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番 〇〇委員

委員 〇番の〇〇です。
地元農業委員として 12 月 2 日に事務局と現地確認を行いました。
譲受人は現在、米・麦・大豆を中心に約 2.4ha の規模で営農されています。
譲受人は、今後もこれまで同様周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

（質問、意見なし）

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 181 号に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 181 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝ 議案番号第 182 号 ＝

議長 続きまして、議案番号第 182 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 182 号。権利の種類は所有権移転（売買）です。
申請農地は、大字福富字三本柳〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、田 3,022 m²、
畑 5.77 m²、計 3027.77 m²です。
譲渡人は、佐賀市若宮〇丁目〇番〇号（佐賀市）〇〇氏です。
譲受人は、小城市小城市松尾〇〇番地（小城市）〇〇氏です。
耕作面積は、田 11,967 m²、畑 5.77 m²、樹園地 13,639 m²、計 25,611.77 m²です。
稼働力は男 1 名、女 1 名です。

申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望です。
議案の位置図は、5 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番 ○○委員

○番 ○番の○○です。
地元農業委員として 11 月 26 日に事務局と現地確認を行いました。
譲受人は、小城市で、米やミカンを中心に約 2.3ha の規模で営農されています。
今回の申請農地については、譲渡人、譲受人双方の要望により申請をなされております。
譲受人は、周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の○○です。譲り受けられる人が○○さん、80 歳。私が 70 歳、私より 10 歳上。後継者とかの説明はないですか。

○番 息子さんが営農されていると聞いております。

事務局 80 歳の方が所有権は取得されますが、50 歳代の方が中心に作業をされておりますとのことで、問題はありません。

議長 ほかにないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 182 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 182 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第 183 号 =

議長 続きまして、議案番号第 183 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 183 号。権利の種類は所有権移転（売買）です。
申請農地は、大字福吉字弥平次○○番、田 1,523 m²です。
譲渡人は、佐賀市神野東○丁目○番○号（佐賀市）○○氏です。

譲受人は、白石町大字福吉〇〇番地（福吉北）〇〇氏です。
耕作面積は、田 11,117 m²、畑 433 m²、計 11,550 m²です。
稼働力は男 1 名です。
申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望です。
議案の位置図は、6 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願います。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番 〇〇委員

〇番 〇番の〇〇です。
地元農業委員として 11 月 30 日に事務局と現地確認を行いました。
譲受人は現在、米を中心に約 1.1ha の規模で営農されています。
譲受人は、今後もこれまで同様周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 183 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 183 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝ 議案番号第 184 号 ＝

議長 続きまして、議案番号第 184 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 184 号。権利の種類は所有権移転（売買）です。
申請農地は、大字深浦字鹿島〇〇番、同じく字一本松〇〇番、〇〇番地、〇〇番、
田 4,364 m²です。
譲渡人は、佐賀市駅前中央〇丁目〇番〇号 〇〇法律事務所（佐賀市）被相続人
亡 〇〇 相続財産管理人 弁護士〇〇氏です。
譲受人は、白石町大字深浦又〇〇番地（牛間田）〇〇氏です。
耕作面積は、田 84,997 m²、畑 9,053 m²、計 94,050 m²です。
稼働力は男 2 名です。
申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望です。
議案の位置図は、7 ページから 8 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願います。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番 ○○委員

委員 ○番の○○です。
地元農業委員として 11 月 26 日に事務局と現地確認を行いました。
譲受人は現在、米麦を中心に約 8.5ha の規模で営農されています。
譲受人は、今後もこれまで同様周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 184 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 184 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 185 号＝

議長 続きまして、議案番号第 185 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 185 号。権利の種類は所有権移転（贈与）。
申請農地は、大字大渡字小通二ノ角○○番、田 673 m²です。
譲渡人は、福岡市城南区片江〇丁目〇番〇号（福岡市）〇〇氏です。
譲受人は、白石町大字大渡〇〇番地（岡崎）〇〇氏です。
耕作面積は、田 26,409 m²、畑 184 m²、計 26,593 m²です。
稼働力は男 1 名、女 1 名です。
申請の事由は、譲渡人の要望でございます。
議案の位置図は、9 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
これについて地元委員の補足説明をお願いします。○番 ○○委員

委員 ○番の○○です。
地元農業委員として 11 月 30 日に事務局と現地確認を行いました。

譲受人は現在、米・麦・玉葱などを中心に約 2.5ha の規模で営農されています。
譲受人は、今後もこれまで同様周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 185 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 185 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝ 議案番号第 186 号 ＝

議長 続きまして、議案番号第 186 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 186 号。権利の種類は所有権移転（売買）です。
申請農地は、大字馬洗字馬洗〇〇番、田 337 m²です。
譲渡人は、千葉県船橋市三山〇丁目〇番〇号（千葉県）〇〇氏です。
譲受人は、白石町大字馬洗〇〇番地（法蔵寺）〇〇氏です。
耕作面積は、田 11,949 m²、畑 507 m²、計 12,456 m²です。
稼働力は男 1 名、女 1 名です。
申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望です。
議案の位置図は、10 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番 〇〇委員

委員 〇番の〇〇です。
地元農業委員として 12 月 2 日に事務局と現地確認を行いました。
譲受人は現在、米・玉葱を中心に約 1.2ha の規模で営農されています。
譲受人は、今後もこれまで同様周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 186 号に賛成の方の挙手を求め
ます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 186 号は申請どおり当委員
会において許可することに決定します。

＝議案番号第 187 号＝

議長 続きまして、3.「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたし
ます。議案番号第 187 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 187 号。

申請農地は、大字福吉字末福〇〇番、畑 121 m²です。

申請者は、白石町大字福吉〇〇番地（福吉北）〇〇氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業の施行に係る区域内にある農地です。

許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、
申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、11 ページから 12 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番 〇〇委員

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 11 月 30 日に事務局と現地確認を行いました。

申請は、家庭菜園、庭を目的とするものです。

隣接する農地は申請人所有の田であるため問題はなく、区長、生産組合長からも
同意を得られていることから転用はやむを得ないと判断します。

なお、既に無断で転用されていることについては、十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 187 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 187 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 188 号＝

議長 続きまして、議案番号第 188 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 188 号。

申請農地は、大字福富字東新地方〇〇番、田 213 m²、同じく〇〇番、田 58 m²、計 271 m²です。

申請者は、白石町大字福富下分〇〇番地（東区）〇〇氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は農用地区域内農地。

農地区分の該当事項は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、用途区分の変更でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、13 ページから 14 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇〇委員

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 11 月 27 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、農業用資材置場を目的とするものであります。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 188 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 188 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 189 号＝

議長 続きまして、議案番号第 189 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 189 号。

申請農地は、大字堤字堤〇〇番、畑 51 m²です。

申請者は、三重県津市片田新町〇〇番地（三重県）〇〇氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は 3 種農地。

農地区分の該当事項は、水管、下水道管又はガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ概ね 500m 以内に 2 以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、許可し得るものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、15 ページ・16 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番 〇〇委員

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 12 月 2 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、宅地進入路や庭を目的とするものであります。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。

なお、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 189 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 189 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝ 議案番号第 190 号～議案番号第 191 号 (193 号) ＝

議長 続きまして、4.「農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業計画変更について」を議題とします。

議案番号第 190 号・191 号を合わせて、また、農地法第 5 条の規定による許可申請の議案番号 193 号まで事務局に説明を求めます。

事務局長 議案を説明する前に、事業計画変更の概要を担当のほうから説明いたします。

事務局 議案番号第 190 号・191 号の転用許可後の事業計画変更についてと言うことで少し説明をさせていただきます。図面のほうが 17 ページ・18 ページについておりますけれども、議案番号第 190 号と 191 号の申請農地は、隣接した農地でございます。

昭和 55 年と 58 年に、それぞれ同じ方が住宅敷地と倉庫敷地の転用目的で農地法 5 条の規定による許可を受けられて、土地を取得されています。

しかしながら、議案書に記載されているような理由で、転用目的どおりには利用されず、現在は造成だけされている状況でございます。

なお、地目は田のままになっております。所有者が今後、有効利用する計画がなく、産業動物診療所の建設を希望する他の事業者が事業を継承したいということから、事業計画の変更と併せて、農地法 5 条の規定による許可申請が必要となりまして今回申請をされております。

農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業計画変更につきましては、今から申し上げることについてご審議をお願いすることになります。

まず、仮に以前許可した申請について取り消した場合に、その土地が旧所有者によって農地として効率的に利用されるとは認められないこと。事業変更理由が、転用事業者の故意または、重大な過失によるものではないと認められること。変更後

の転用事業に緊急性及び必要性があると認められること。変更後の転用事業が、確実に実施される見込みであること。周辺の農地に及ぼす影響が、変更前の転用事業に比べて増えないということ。あと、5条による許可申請が転用許可相当であると認められること。こういったことで、ご審議いただく形になります。

今言いましたとおり、5条の規定による許可申請が、通常、5条による許可申請をご審議いただいておりますけれども、この分についても、許可相当でないと、変更の事業計画変更の審議が承認できないという形になりますので、併せて190号・191号・193号についてご審議をいただきたいと思っております。

事務局長 そういった理由でございます。192号をとばして、190号・191号・193号を先に提案いたします。

議案番号第190号・191号。

申請農地は、大字深浦字竜王搦〇〇番、田293㎡、同じく〇〇番、田307㎡です。

農地法第5条の規定による許可申請、議案番号193号。権利の種類は所有権移転（売買）です。大字深浦字竜王搦〇〇番、田606㎡です。（国土調査等により現面積606㎡。）

当初計画者（譲渡人）は、福岡県大川市大字大野島〇〇番地（福岡県）〇〇氏です。

事業継承者（譲受人）は、佐賀市久保田町大字久富〇〇番地（佐賀市）〇〇氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は第2種農地。

農地区分の該当事項は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、計画変更は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、17ページから18ページ（190・191）21ページから22ページ（193）をご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番 〇〇委員

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として11月24日に事務局と現地確認を行いました。

住宅敷地及び倉庫敷地で転用許可を受けていたが、事業計画を変更し、事業継承者が産業動物診療所を建設したいというもので、変更理由については事務局か

ら説明があったとおりです。

事業計画の変更については、その変更理由から、問題はないと判断致します。

また、立地場所、申請内容等から周辺農地への影響もなく、隣接農地の耕作者、区長、生産組合長から同意を得られていることから、転用についてやむを得ないと判断致します。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番〇〇です。193の関連で話をされていたので、私が個人的に作っておりますのを披露して、ご審議の参考にさせていただければと思っております。

あと、この〇〇さんという方は、もともと県の獣医師をされておまして、産業動物いろいろ、牛、豚を中心とした獣医師さんで、県に勤務されておる時から、地域の畜産農家等に貢献したいと意志を持たれておりました。

皆さん承知かと思いますが、動物病院のセンター地域というのは、だいたい担当されるエリアが決まっております。こちらのほうは、有明出身の〇〇先生が担当されて、あと佐賀から何人か先生が鹿島・多久地区を担当されていたんですが、だんだん高齢化されて、〇〇先生も60半ば過ぎられましたので、きつくなつたなという話もされておられます。この〇〇さんという方はまだ、若く久保田に診療所を設けて、久保田から、長崎・佐世保・諫早あたりをされておまして、できれば、佐賀の地区を担当したいという強い思いを持っておられまして、今回こういった形でしかも白石に開業されるということで、私自身としては、非常に心強く思っております。

そういうことで、地域の畜産農家に貢献したいというのであれば、私は是非進めていただきたいと思っております。

先ほどの事務局の話の中で、もともと、もしくは周辺の土地が開発目的で、昭和55年に転用されたということで、昭和55年だったら40数年前の話で、なぜ40年間でできなかったのかという疑問があります。当時計画された方自身が、事業展開する熱意がなくなったのだらうという気はするのですが、その間、行政としての農地法上の指導とか可能なのかと思っております。これからも、こういう事例はあり得るし、最近では、あきらかに開発目的がきちんとならないと許可できないとあるようなので、当時から今日まで、行政として、承認したわけですから、それが達成されない時に、どういうふうな事業展開の勧告なり、許可を取り消すよと勧告とかなされたのか、なし得られたのかなと、もし、何かあれば、教えていただきたい。

事務局 今、おっしゃたように40年とかなり長い年月を経ておまして、途中でどういった指導がなされたのかは、私達も把握はできておりません。1回許可を出した以上は、許可どおりにしていただくというのが筋でありまして、当然、許可自体がおかしいという場合は、許可自体が取消し形になる可能性もございます。

許可どおりではなく、他の事業を目的とする場合は、今回みたいな事業計画の変更という形ですることになります。

今回の場合は、土地の所有者が自分ではする予定がないということで、事業継承者が、法とお二方の申請という形になっておりますけれど、場合によっては、土地を取得された方が、当初の目的外にされる場合は、同じ方で、他の目的にするよという形の事業計画変更で指導したケースが、何か月前にございました。

なかなか、計画どおりにしますかという指導までは、行き届いていないところはございますけれども、相談があれば、こういった形で、もし、事業計画どおりにしない場合は、転用の承認が出せないの、こういった形で指導をしていく必要があるかと思えます。

議長 ほかになにかありますか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 190・191・193 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 190・191・193 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝ 議案番号第 192 号 ＝

議長 続きまして、5.「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第 192 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 192 号。権利の種類は所有権移転（売買）です。

申請農地は、大字馬洗字神辺〇〇番、畑 281 m²です。

譲渡人は、白石町大字馬洗〇〇番地（宮田）〇〇氏です。

譲受人は、白石町大字馬洗〇〇番地（神辺）〇〇氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、概ね 10 ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、

申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、19 ページから 20 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○○委員

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 11 月 30 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、駐車場の整備を目的とするものであります。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。

なお、以前から畑であったところを埋め立てて駐車場のような恰好で利用をされておりましたので、それについては十分な指導をしております。始末書も添付させていただいております。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 192 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 192 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 194 号＝

議長 続きまして、議案番号第 194 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 194 号。権利の種類は所有権移転（売買）です。

申請農地は、大字福富字西観音○○番、田 393 m²です。

譲渡人は、和歌山市西庄○○番地（和歌山県）○○氏です。

譲受人は、長崎県南島原市加津佐町乙○○番地（長崎県）株式会社 ○○代表取締役 ○○氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、概ね 10 ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、23 ページから 24 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番 ○○委員

委員 ○番の○○です。
地元農業委員として 11 月 30 日に事務局と現地確認を行いました。
今回の申請は、駐車場の整備を目的とするものであります。
周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 194 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 194 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 195 号＝

議長 続きまして、6.「農地の買受適格証明願(転用目的)について」を議題とします。
議案番号第 195 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 農地の買受適格証明願(転用目的)について少し概要を説明させていただきます。

(説明)

事務局長 議案番号第 195 号。

申請農地は、大字福富字南喜太夫搦〇〇番、畑 84 m²です。

申出人は、福岡県久留米市三潴町玉満〇〇番地（福岡県）株式会社〇〇 代表取締役〇〇氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、概ね 10 ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、25 ページから 26 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番 〇〇委員

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 11 月 30 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、農地の競売、公売に参加する時に必要な証明を受けるためのものです。

該当の農地については、現在の所有者が無断転用されており、申請人が買受後は農地法 5 条での申請をされる予定です。

申請書類についても、必要書類は提出されており問題ないと判断します。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

〇番 〇番〇〇です。譲受人 株式会社〇〇、福岡県久留米市三潴町ですね。これは、競売にかかる物件ですか。これから、競売を行うために、この人を競売に参加させていかという審議をして下さいということですよ。

事務局長 そういう事になります。

〇番 それでしたら、ここの区分は、第 1 種農地となっているわけです。この方は、工務店の方ですね。〇〇工務店、要するに農業者ではないわけです。工務店のほかに、農業をやっておられるということはないですね。この土地を、将来的に転用されるわけでしょう。宅地転用。駐車場利用に伴う土地転用。転用の事由に書いてあるから

ですね。農地から農地ではないわけですね。

事務局長 現況が宅地になっているからですね。

○番 現況が宅地ですね。私もこの土地を見たのですが、〇〇工務店がなぜ、福岡県からくるのでしょうか。要するに宅地以外に、工場とか作られるのでしょうか。土地利用計画図に、倉庫とかいろいろ書いてあるからですね。

一応、ここで農業委員会が参加できるかできないかを協議する訳ですね。

事務局長 地目が農地です。

○番 地目は農地ですね。この方が、将来農地で利用することはないわけでしょう。

そこらへんが引っかけたわけです。さっきの獣医さんは、〇〇先生もすでに60すぎられて、そういう場合は、我々も、ぜひとも白石町に必要なと思っていたので、農業委員で賛成してと。

これは、私がいろいろいうのはなんですが、この方、〇〇工務店の人は、昔から知ってはいるのですが、事務局のほうで、もう少し、調べて、次の農業委員会はどうでしょうか。

事務局長 さきほど、お持ちになって、お使いになるというふうな感じの答弁でしたが、そこについては、不確かなところで、この会社の業務の中には、不動産売買、その他代理の仲介業がございます。使用については、若干、不明な点はあるということです。

○番 我々があせって賛成するより、もう1回事務局のほうで、不明な点を調べてもらって、次の会でもいいのではないかと、私は思うのですが。

○番 〇番の〇〇です。今回の買受適格証明願の手続きの件なのですが、かっこして転用目的と書いてあったので。

この方は、競売に参加する構成員の1人ですね。どれくらい入札されるか分からないですが、土地の持ち主の方が、競売にしないといけないような状況にあられて、例えば、競売の期限というか、1回すれば、次回という、また改めて、参加者を募ってという手順としてはあると思うのですが、一応、この方が、どれくらい前に申請されて、競売についてどこまで行っているのかが分かれば、どういう方たちが、競売に参加されているとか分かるようであれば、私達にも話しされて、この場で適格者とかは、今すぐ判断できないわけですよ。その辺の情報をとれるのか、指示があったから、認めざるを得ないのか、そこら辺は、私は、分からないです。

事務局 もう一度、今回の内容を説明させていただきます。裁判所の競売とか、税務署の公売によって、農地の取得のための入札に参加するためには、農地法の許可を受け

る見込みの者であることを証明する必要があります。これを買受適格証明書、今、審議をしていただいているところとなります。

農地を、そもそも取得できない方に、買受となられるのは、困るので、あらかじめ、もし買受をされた場合は、資格があるかというところ、入札に参加する資格があるかどうかというところを審議していただくというのが、今の議案です。

買受適格証明には、2とおりにあって、競売農地を耕作目的で取得する買受適格証明書、当然、この場合は、農地法の5反要件であるとか、全部効率利用要件とか、普通に農地法3条に基づく要件がえられるかというところが審議のポイントになります。

しかしながら、今回は競売農地を農地以外の用途に転換する目的、転用目的の公売に参加するための買受適格証明なので、たぶん、委員さんとしてご心配なされているのが、全くこちらのほうに農地も持たれないところで、ご心配なされているのかなという感触を受けたのですけれども、農地法の3条とかの農地を農地として公売に参加するにあたっては、確かに心配をしなければいけないところかなと思うのですが、今回は、そもそもほかの、いろいろほかの転用があったように、その方が転用をする、買った場合に転用をするかというポイントについては、ほかの方の申請書どおり、どういう資金を持たれているとか、一般基準とか、それを満たす書類をきちんと出していらっしゃいます。

〇〇委員さんからのご質問の回答になるとと思いますが、どういう方が買受適格証明者になる予定なのかというところになりますと、当然、この公売に参加するためには、農業委員会の買受適格証明書、今回同じようにほかの方がいらっしゃれば、同じようにこの場所で審議をすることになりますので、今回1件しか出てないということは、おそらく、今のところ、入札に参加される方はこの方だけしかいらっしゃらないのかなと思います。

今回、〇〇工務店さんが購入をなされて、当然、お一人、最低落札金額とか、そういう設定とかもありますけれども、お一人であれば、たぶんその方が入札の落札者ということになって、さきほども説明あったかと思いますが、買受適格者と認められて、改めて、また、農地法の5条での審議を総会にお諮りするという流れになりますので、今回ここで、審議を次回にとなりますと、入札期間等の入札に参加する期間等のからみもあって、なかなか引き伸ばしも難しくもありますし、そもそも、出していただいている書類についても、不十分なところなく会社の概要であったりというところは、きちんと事務局でも、確認をさせていただいておりますし、地元の農業委員さんとしても、現地確認はきちんと、確認はさせていただいておりますので、この総会の中でご審議をしていただければいいかなと思います。

改めてになりますけれども、買受適格のとなったあかつきには、また、再度、農地法の5条ということで、審議をこの農業委員会でしていただくという形になると思います。

議長 これで、納得いったでしょうか。

 このあと5条で審議するということですので。

○番 譲渡人は、斜線をひっばっててありますので、たとえば、譲渡人の生活が困窮して明日食べるものもないと、売買を付託してあるのだったら話は別ですが、譲渡人はバツにしてあって、買受人がたった1人ということで、最終的にこの方がということ。競売というのは、競争相手がいて始めて競売が成り立つわけで、競売はそういうやり方でしょ。いなかったら、この方のものになるっていうことでしょ。

事務局 最低価格とかあります。

○番 そこらへん、宅地とか駐車場とかしてあって転用目的としてありますが、その前に農地ですから。我々、農業委員ですから。農地から農地だったら、話はわかるのですが、我々、一番、前提の農業委員ということを見なさん心に置いておってほしいなと思います。

○番 ○番〇〇です。私の知識で補足させていただきたいと思うのですが、今、みなさん、ご懸念されていると思うのですが、競売手続きもしくは、公的、公権力を使った場合の差し押さえ処分とか等については、結果的に、最終的に裁判所を通じての競売手続きになるのですが、ただ、競売手続きの元となった債権。債権の持ち主の方たちが背後に控えていらっしゃいます。要するに、どういう状況だったかというのは、個人情報等もあって、たぶん、オープンにはされないとと思うのですが、今日の深く審議をしたいと形でやって、より良く情報提供を求めたいという思いは、正直言っています。

農業委員会の権限というのは、農地法上の問題があつて、なんでもできるかというところではないのですよね。今、事務局から話がされたように、農地法上の手続きはちゃんととられて、それを元にして農業委員会に寄託をされた場合に、あきらかに過失がある手続き、あきらかに不適切の部分がある場合が、農業委員会として、「NO」とできるのですが、農地法上の手続きが〇〇で、農業委員会事務局で見ても問題ないといった場合について、今回の案件を「NO」と言った場合に、どうなるかということ、後ろに控えている方たちが、農業委員会が否決したので、我々の債権の保護ができなかったという訴訟の恐れがあるということをひとつ頭に入れておいてください。

私達の知識というのは、万能ではないので、疑念に対してどれだけ答えていただけるかという形で、判断せざるを得ない状況にあるのですが、そこは、少し心配しています。特に、この方は工務店さんで、それぞれの理由があつて、白石に進出したい、佐賀に進出したいという思いを持っておられると思うので、その方の義理にどういう形で我々が応えられるかという、私は、この方、競売手続きについてちゃんと手続きをしているのという分、農地法上の手続きも踏んだ、農業委員会の付託もされている。その手続きについて、我々が決断した判断に対して異議を申し出られた場合に、どう対応できるかというのが、少し頭を過りました。

それ以外の皆さんの知識があれば、そういうお話をしていただければいいなと思

います。

議長 ○番委員、納得されましたか。

○番 ○番委員が言われたように、結局、訴訟でも起こされたらという話ですね。訴訟問題にでもなって、白石町農業委員会が新聞沙汰になってもなんですから、そこら辺はという。

○番 私としては、事務局の話に納得しているかというのと、そうではないです。ただ、そういう恐れがあると。

○番 私は、今回だから今回賛成ではなく、あと1回。入札期限があるから、それに間に合わないとかいろいろ言われましたので、「ああ、そうかな。」と思って、私としては、もう1回、あと1回、目的はわかりますが、もっと内容のわかる資料で次でもう1回審議してはどうですかね。

これ以上は、内容を聞けないわけでしょ。個人情報を出せと言っている訳ではなく、将来的にといいそこら辺です。図面もありますけれど、転用目的が、駐車場とぼつんと書いてあるから質問しました。

○番 ○番〇〇です。今の195の案件ですが、競売物件だというお話なのですが、この土地利用計画図を見ていたら、宅地があり、倉庫があり、その中の〇〇と言うのが、今回の対象物件ということでしょうけども、全体的に様相はどういう風な概要で、こういうふうな計画書が出ているのか。今、審議されているのは、駐車場に関する第5条ということですから、別に問題はないのですが、競売に掛かっている物件は、全体的なものなのでしょうか。その辺のところを、もう少し状況を教えていただければと思います。

事務局 競売に出されている物件が、図面の25ページにありますように、〇〇の宅地、〇〇今回の申請地ですね。〇〇に建っている居宅、その他、ここ一体的に競売に出ています、その中の一部の畑の分が、無断転用されているところです。

○番 わかりました。そういう案件が、分かれている場合は、そういう所を、ちゃんと説明しないと、入札参加者がそこだけ一点見てですね、我々が適格かどうか判断できないです。全体的に、競売物件に入っているということであれば、入札参加者は、物件単位で、買えるわけですよ。

この〇〇工務店だけ見て、それは適格者ではないだろうという判断はできないですよ。ですから、今の状況であれば、その中の一部の駐車場案件として、転用をしたいという参加者をまとめるのであれば、別に農業委員会で右左をつける必要はなく、反対という考え方は出てこないですよ。

説明するときには、全体内容を説明していただかないと、ちょっと方向性を間違

えますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

事務局長 ありがとうございます。

議長 よろしいですか。皆さん、納得されましたか。それでは、採決に入ります。
議案番号第 195 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成と認め、議案番号第 195 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。
ここで、40 分まで休憩をしたいと思います。

＝議案番号第 196 号＝

議長 続きまして、7.「令和 2 年白石町農用地利用集積計画（13 号）の承認決定について」、議題とします。議案番 196 号事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 196 号の「農用地利用集積計画（13 号）について」説明いたします。
始めに「所有権移転関係」でございます。今回は 9 件となっております。
詳細は 1 ページをご覧ください。
つづきまして、「利用権設定関係」でございます。
2 ページから 3 ページに 18 件、4 ページから 9 ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が 65 件、合わせて 83 件の計画が提出されています。賃借権設定が 82 件、使用賃借権設定が 1 件となっております。
そのうち新規が 53 件、その中で自作地から新規に利用権設定をされるものが 8 件、再設定は 30 件でした。
今回の利用権の総面積は 401,269 m²です。
今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、個人によるものが 18 件、農地中間管理機構によるものが 65 件となっております。
なお、今回の計画の中で未相続農地は 24 件となっております。
以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすものとして 83 件とも承認が相当と判断いたします。
ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。所有権移転について審議します。
質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

議長 ございませんか。ないようですので、採決に入ります。議案番号第 196 号（所有権移転）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 196 号（所有権移転）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 利用権設定について審議します。

これについては議事参与の制限がございます。

○番 ○○委員、○番 ○○委員については、それぞれの整理番号で発言を控えていただきます。質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番○○です。整理番号の 16 番 17 番の借り手○○さんですね。原田のほうで、蓮根とありますけれど、実際、現場は、耕作放棄地のようになっているので、これどうなのかなと思っっているのですが、どうでしょうか。

事務局長 実は先週。私も、具体的に圃場がよくないという話を農業者の方から聞きまして、この総会が終わったら、現場を見に行こうと思っておりました。おっしゃるような感じの営農をされていると聞いております。一旦、お会いして、話をしないといけないと思っっていたところ。総会が済んだら、一度、個人的に営農についてお話をさせていただきたいと思っっているところ。です。

○番 わかりました。

○番 ○番○○です。先ほど、○○委員が言われたように、○○さんの営農されている場所が各地にあるわけですね。私も蓮根を 5 町ばかり作っていますが、この方も同じくらい作っっていると思っます。もうちょっと、手を入れてやってもらえたらという感じがあります。○○さんが、これから営農をされるにあたって、事務局はご足労ではあります。ひとつ、現場を見てもらっ、ひと言葉をかけてもらったらと思っます。

無理な営農をされているのでしたら、町内には、新規就農者もいらっしやるので、我々、農業委員も協力して、なるべく、耕作放棄地にならないようにやっていきたいと思っますので、よろしくお願ひします。

議長 ほかにありませんか。

ないようですので、採決に入ります。議案番号第 196 号（利用権設定）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 196 号（利用権設定）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

＝議案番号第 197 号～議案番号第 206 号＝

議長 続きますて 8.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

まず、農地の売渡し希望、議案番号第 197 号から議案番号第 205 号、農地の借受希望、議案番号第 206 号をつづけて事務局に説明を求めます。

事務局長 農地の売渡し希望でございます。

議案番号第 197 号。

申出農地は、大字築切字舩搦〇〇番、田 3,758 m²、同じく〇〇番、田 144 m²、同じく〇〇番、田 1,721 m²、同じく〇〇番、田 1,787 m²、字日露搦〇〇番、田 1,048 m²、大字新拓〇〇番、田 1,839 m²、同じく〇〇番、田 1,942 m²、計 12,239 m²でございます。

あっせん申出者は、白石町大字築切〇〇番地（西分三号）〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしによる農地の処分でございます。

議案の位置図は、27 ページから 30 ページをご覧ください。

議案番号第 198 号。

申出農地は、大字新拓〇〇番、田 1,199 m²でございます。

あっせん申出者は、白石町大字遠江〇〇番地（新観音）〇〇氏です。

申請理由は遠方による農地の処分でございます。

議案の位置図は、31 ページをご覧ください。

議案番号第 199 号。

申出農地は、大字新拓〇〇番、田 2,194 m²、同じく〇〇番、田 4,433 m²、〇〇番、田 4,435 m²、同じく〇〇番、田 5,894 m²、計 16,956 m²でございます。

あっせん申出者は、白石町大字新拓〇〇番地（新拓）〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしによる農地の処分でございます。

議案の位置図は、32 ページから 34 ページをご覧ください。

議案番号第 200 号。

申出農地は、大字八平字新開〇〇番、畑 1,930 m²でございます。

あっせん申出者は、白石町大字福富〇〇番地（東区）〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしによる農地の処分でございます。

議案の位置図は、35 ページをご覧ください。

議案番号第 201 号。

申出農地は、大字八平字新開〇〇番、畑 4,799 m²でございます。

あっせん申出者は、白石町大字福富〇〇番地（東区）〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしによる農地の処分でございます。
議案の位置図は、36 ページをご覧ください。

議案番号第 202 号。

申出農地は、大字新拓〇〇番、田 4,508 m²でございます。
あっせん申出者は、白石町大字新明〇〇番地（新明 4A）〇〇氏です。
申請理由は、規模縮小による農地の処分でございます。
議案の位置図は、37 ページをご覧ください。

議案番号第 203 号。

申出農地は、大字深浦字三本松〇〇番、田 278 m²でございます。
あっせん申出者は、鹿島市大字高津原〇〇番地（鹿島市）〇〇氏です。
申請理由は、離農による農地の処分でございます。
議案の位置図は、38 ページをご覧ください。

議案番号第 204 号。

申出農地は、白石町大字福富字鐘松〇〇番、田 2,029 m²でございます。
あっせん申出者は、多久市北多久町大字小侍〇〇番地（多久市）〇〇氏です。
申請理由は、労働力不足による農地の処分でございます。
議案の位置図は、39 ページをご覧ください。

議案番号第 205 号。

申出農地は、大字新拓〇〇番、田 4,607 m²、大字新明〇〇番、田 5,914 m²、同じく〇〇番、田 4,424 m²、同じく〇〇番、田 4,437 m²、計 19,382 m²でございます。
あっせん申出者は、神奈川県藤沢市南藤沢〇番〇号（神奈川県）〇〇氏です。
申請理由は、後継者なしによる農地の処分でございます。
議案の位置図は、40 ページから 42 ページをご覧ください。

次に、農地の借受希望です。

議案番号第 206 号。

希望農地の条件、①福富地域（北区、上区、下区）②1 区画 30 a 以上の田でございます。作付作目、米・麦・大豆です。

あっせん申出者は、白石町大字福富〇〇番地（北区）〇〇氏です。

以上で説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

議長 議案番号第 197 号から議案番号第 206 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしく申し上げます。

議長 議案番号第 197 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 198 号

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 199 号

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 200 号

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 201 号

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 202 号

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 203 号

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 204 号

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 205 号

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 206 号

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。

議案番号第 197 号○番 ○○委員と○番 ○○委員

議案番号第 198 号○番 ○○委員と○番 ○○委員
議案番号第 199 号○番 ○○委員と○番 ○○委員
議案番号第 200 号○番 ○○委員と○番 ○○委員
議案番号第 201 号○番 ○○委員と○番 ○○委員
議案番号第 202 号○番 ○○委員と○番 ○○委員
議案番号第 203 号○番 ○○委員と○番 ○○委員
議案番号第 204 号○番 ○○委員と○番 ○○委員
議案番号第 205 号○番 ○○委員と○番 ○○委員
議案番号第 206 号○番 ○○委員と○番 ○○委員

議長 事務局の担当の職員をお願いします。

事務局長 議案書に書いておりますけど、確認の意味で議案番号第 197 号は○○。
議案番号第 198 号は○○、199 号○○。200 号は○○。201 号○○。202 号○○、
203 号○○。204 号○○。205 号○○、206 号○○でございます。
連絡調整につきましては担当者へお願いします。

＝議案番号第 207 号＝

議長 続きまして 9.「空き家・空き地に付随した特例農地の指定申請について」を議題
とします。事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 207 号。
申出農地は、大字牛屋字一本松○○番、畑 176 m²です。
農振農用地区域外、圃場整備地区外です。
申出者は、茨城県鹿嶋市大字荒野○○番地（茨城県）○○氏です。
令和 2 年 11 月 12 日付けで白石町空き家・空き地バンク登録申請は受理されて
おり、担当農業委員との現地確認を経て、白石町特例農地指定申出制度実施要領
第 3 条の特例農地の指定基準を満たすものと考えられます。
議案の位置図は、43 ページをご覧ください。
44 ページには現地の写真も添付しています。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番 ○○委員

委員 ○番の○○です。
地元の農業委員として 11 月 26 日に○○委員及び事務局と現地確認を行いました。
申し出された農地は、申出者が所有する宅地の南側に隣接する農地で、現在は作

物など作付けされていない状況です。

申出地は圃場整備が実施されていない狭小な農地で、将来、管理されなくなる可能性があるような農地であると思われます。

このようなことから、特例農地の指定については、適当であるものと判断致します。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 207 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 207 号は白石町特例農地の指定基準を満たすものとして当委員会承認することに決定いたします。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

1 合意解約の報告

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

業務連絡事項

- 1 第 1 回農業委員会総会の日時及び場所
- 2 農地パトロール
- 3 その他

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前 11 時 12 分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員